

東京学芸大学における外部資金に係る間接経費等取扱要項の一部改正について

改正理由：外部資金獲得努力に対する研究者への還元に係る制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学における競争的資金、受託事業、<u>学術指導、受託研究及び共同研究</u>（以下「外部資金」という。）に係る間接経費については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「共通指針」という。）の趣旨を踏まえ、適正に執行し、使途の透明性を確保するとともに、外部資金獲得に資する学内予算（以下「インセンティブ経費」という。）の配分及び管理並びに<u>外部資金獲得に対する研究者への還元</u>（以下「外部資金の還元」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(インセンティブ経費の配分及び管理)</p> <p>第3条 間接経費が付帯する競争的資金を獲得した場合又は間接経費が付帯する受託事業、<u>学術指導、受託研究及び共同研究の実施が決定した場合は</u>、当該間接経費に相当する額に対し、次の各号に定めるところにより、インセンティブ経費を配分する。</p> <p>(1) 競争的資金に係るインセンティブ経費は、獲得した競争的資金に付帯する間接経費の50%に相当する額とし、当該競争的資金を獲得した教員が所属する部局に配分する。</p> <p>(2) <u>受託事業、学術指導及び受託研究に係るインセンティブ経費は、当該事業等に付帯する間接経費の50%に相当する額とし、当該事業等の代表者が所属する部局に配分する。</u></p> <p>(3) 共同研究に係るインセンティブ経費は、<u>当該共同研究に付帯する間接経費総額から直接経費の3%に相当する額を控除した額の50%に相当する額とし、当該研究の研究代表者が所属する部局に配分する。</u>この場合において、控除した「直接経費の3%に相当する額」は支払消費税相当額の内資とし、この率は支払消費税の支出実績に応じ、適宜見直しを図るものとする。</p> <p>2 インセンティブ経費は、配分を受けた部局において、部局長の責任の下で適正に管理・執行する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における競争的資金、受託事業、<u>受託研究、共同研究等</u>（以下「外部資金」という。）に係る間接経費については、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「共通指針」という。）の趣旨を踏まえ、適正に執行し、使途の透明性を確保するとともに、外部資金獲得に資する学内予算（以下「インセンティブ経費」という。）の配分等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(インセンティブ経費の配分及び使途)</p> <p>第3条 間接経費が付帯する競争的資金を獲得した場合又は間接経費が付帯する受託事業、<u>受託研究、共同研究等を契約した場合は</u>、当該間接経費に相当する額に対し、次の各号に定めるところにより、インセンティブ経費を配分する。</p> <p>(1) 競争的資金に係るインセンティブ経費は、獲得した競争的資金に付帯する間接経費の50%に相当する額とし、当該競争的資金を獲得した教員が所属する部局に配分する。</p> <p>(2) <u>受託事業及び受託研究に係るインセンティブ経費は、当該事業・研究に係る間接経費の50%に相当する額とし、当該事業・研究の代表者が所属する部局に配分する。</u></p> <p>(3) 共同研究に係るインセンティブ経費は、間接経費総額から直接経費の3%に相当する額を控除した額の50%に相当する額とし、当該研究の研究代表者が所属する部局に配分する。この場合において、控除した「直接経費の3%に相当する額」は支払消費税相当額の内資とし、この率は支払消費税の支出実績に応じ、適宜見直しを図るものとする。</p> <p>2 インセンティブ経費は、配分を受けた部局において、部局長の責任の下で適正に管理・執行する。</p>

3 インセンティブ経費は、原則として当該年度を執行期限とする間接経費を基に算出し、配分する。この場合において、次条に規定する外部資金の還元を行った場合は、配分額から当該還元額を控除した額とする。

(外部資金の還元)

第4条 前条に規定するインセンティブ経費を原資として、常時勤務する教員（任期を定めて雇用する者を除く。）のうち次の各号のいずれかに該当し、次項に規定する期間（以下「対象期間」という。）に、対象となる外部資金の直接経費総額が50万円以上かつ直接経費に対する間接経費比率が30%以上の外部資金を獲得等した者（以下「獲得者」という。）に対し、研究費又は給与により外部資金の還元を行うことができる。

- (1) 科学研究費助成事業等の競争的資金（新規採択課題）の研究代表者
- (2) 学術指導の実施者
- (3) 受託研究の研究代表者（再委託の場合の研究実施者を含む）
- (4) 民間企業との共同研究の研究代表者

2 前項に規定する対象期間は、外部資金の還元を行う日が属する年度の前年度の9月から外部資金の還元を行う日が属する年度の8月までとする。

3 第1項の直接経費総額は、科学研究費助成事業については研究期間全体の直接経費の合計額を対象とし、受託事業、学術指導、受託研究及び共同研究については、契約等における当該年度分の直接経費の合計額を対象とする。

4 第1項に規定する外部資金の還元を行う場合は、獲得者が、教育研究経費による研究費の配分又は国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号）第35条の2に規定する外部資金獲得手当による給与の支給から選択する。

5 前項に規定する還元の額は、第1項及び第3項に定める直接経費総額に応じ、別表に定める還元額とする。ただし、還元額が10万円を超える場合に給与での還元を選択した場合は、給与による還元額は10万円とし、それを超える額は研究費で還元する。

(事務)

第5条 外部資金に係る間接経費等の取扱いに関する事務は、関係部課等の協力を得て、財務・研究推進部財務課が処理する。

(改廃)

第6条 この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、間接経費、インセンティブ経費及び外部資金の還元に関し必要な事項は、別に定める。

[省略]

3 インセンティブ経費は、原則として当該年度を執行期限とする間接経費を基に算出し、配分する。

(その他)

第4条 本要項は、必要に応じて見直すものとする。

(雑則)

第5条 本要項に定めるもののほか、間接経費及びインセンティブ経費に関し必要な事項は、別に定める。

[省略]

別表（第4条第5項関係）

<u>直接経費総額（合計額）</u>	<u>還元額</u>
<u>50万円～ 100万円未満</u>	<u>2万円</u>
<u>100万円～ 150万円未満</u>	<u>5万円</u>
<u>150万円～ 200万円未満</u>	<u>7万円</u>
<u>200万円～ 500万円未満</u>	<u>10万円</u>
<u>500万円～2000万円未満</u>	<u>30万円</u>
<u>2000万円～</u>	<u>100万円</u>

附 則

1. この要項は、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和3年度に実施する外部資金の還元に係る改正後の第4条第2項の規定の適用については、令和2年9月以降に獲得等した外部資金を含むものとする。